

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
10月12日
(火曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく施術所の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....二
- 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課).....二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....三
- 公告
- 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課).....三
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....三
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四
- 選管告示
- 政治団体の名称等.....四
- 政治団体の異動事項.....五
- 解散等に係る政治団体の名称等.....五
- 資金管理団体の名称等.....五

山口県告示第三百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。



平成二十二年十月十二日

名 医	称 療	所 機	在 地	山口県知事	二 井 関 成	廃 止 年 月 日
野口医院		山口市朝田六七				平成二二、八、七
石田整形外科		周南市大内町一〇番一五号				七、三一
藤井歯科医院		長門市油谷新別名一〇〇五				" "
シミン薬局		光市虹ヶ浜二丁目一六番一〇号				" "

山口県告示第三百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十月十二日

名 医	称 療	所 機	在 地	山口県知事	二 井 関 成	指 定 年 月 日
野口医院		山口市朝田六七				平成二二、八、八
石田整形外科		周南市大内町一〇番一五号				" "
藤井歯科医院		長門市油谷新別名九九三の一				" "
オリーブ薬局光店		光市虹ヶ浜三丁目一六番三〇号				九、"

山口県告示第三百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年十月十二日

氏名	氏 名	施 施	術 所	在 地	山口県知事	二 井 関 成	廃 止 年 月 日
木下 正規	周南中央整骨院	周南中央整骨院	周南中央整骨院	周南市みなみ銀座二丁目一一			平成二二、三、三〇

山口県告示第三百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二井 関成

施術者の氏名	施 術 所	在 地	指 定 年 月 日
古川 裕一	周南中央整骨院	周南市みなみ銀座二丁目一	平成二二、九、一

山口県告示第三百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
医療法人社団 生和会	周南市大字湯野四二七八の	訪問介護事業 所元気村	周南市大字湯野二七	訪問介護	平成二二、七、一
医療法人社団 南風会山縣医	防府市大字田島一〇九二	山縣医院通所 介護南風	防府市大字田島一〇九二	通所介護	平成二二、八、一
ひまわり介護サービス株式会社	下関市一の宮卸本町三番三〇号	デイサービス 慈愛の里	美祢市美東町大田五九六〇の五	"	平成二二、六、二八
医療法人社団 生和会	周南市大字湯野四二七八の	デイサービス センター元気	周南市大字湯野二七	"	平成二二、七、一
株式会社エポス	広島市中区南千田東町四番三二号	小規模多機能ホーム錦帯橋・みどりの家	岩国市岩国一丁目二〇番三六号	小規模多機能型居宅介護	平成二二、八、一

山口県告示第三百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業 名称	事業所 所在地	指定年月日
医療法人社団 生和会	周南市大字湯野四二七八の一	居宅介護支援事業 所元気村	周南市大字湯野二七	平成二二、七、一

山口県告示第三百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
医療法人社団 生和会	周南市大字湯野四二七八の	訪問介護事業 所元気村	周南市大字湯野二七	介護予防訪問	平成二二、七、一
医療法人社団 南風会山縣医	防府市大字田島一〇九二	山縣医院通所 介護南風	防府市大字田島一〇九二	介護予防通所	平成二二、八、一
ひまわり介護サービス株式会社	下関市一の宮卸本町三番三〇号	デイサービス 慈愛の里	美祢市美東町大田五九六〇の五	"	平成二二、六、二八
医療法人社団 生和会	周南市大字湯野四二七八の	デイサービス センター元気	周南市大字湯野二七	"	平成二二、七、一

山口県告示第三百五十五号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二

十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二井 関成

一 対象船舶

瀬戸内海(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百条第二項に規定する瀬戸内海をいう。)を操業区域とする船舶

二 申請期間

平成二十二年十月十八日から同月二十五日まで

山口県告示第三百五十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十三年山口県告示第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二井 関成

赤谷(4)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた区域

市名	岩国市
大字名	天尾
字名	高畑
地番	四七七の一 四七七の一 四七六 四七三 四七三 四六三 四六一 四五八の三 四五七の一 四六七 四四三
標柱番号	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号

堂久保	高畑	大平	四四〇の一	十一号
二六二の六	五二九の二	四八〇の二	四四〇の一地先	十二号
二六二の六	五二五の一	四八三の一地先	四七四地先	十三号
	五〇七の一			十四号
	五二一の一			十五号
	五二五の一			十六号
	五二九の二			十七号
	二六二の六			十八号
	二六二の六			十九号
				二十号
				二十一号



(三三三) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二井 関成

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所	所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 光栄会	宇部市大字東 岐波二二三	あした	宇部市大字東 岐波七四六の七	短期入所	平成二二、一〇、一
社会福祉法人 あけぼの福祉会	岩国市由宇町 西三丁目一五番六号	由宇あけぼの園	岩国市由宇町 西三丁目一五番六号	就労継続支援B型	"

(三三三三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年十月十二日から平成二十三年二月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ドラッグコスモス恩田店
 所在地 宇部市恩田町一丁目四〇二六の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
 株式会社コスモス薬品 宇野 正晃
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十三年五月三十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、四九九平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数
 五一台
- (二) 駐輪場の収容台数
 六台
- (三) 荷さばき施設の面積
 六一平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
 七立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
 株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前九時三十分から午後十時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
 二箇所
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前零時から午後十二時まで
- 八 届出年月日
 平成二十二年九月三十日

(三三四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 下松市南花岡七丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 下松市南花岡七丁目五番六号
 田村 久枝



山口県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年十月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項 /以上の市町	届出(年)月日

自由民主党山口県支部第一支部	岡村 精二	岡村 里美	宇部市大字東須恵3517	村の区域等を単位として設けられた政令(自由民主党)の支部	平成22、9、30
議員定数半減の実現を求める市民の会	阿部 次男	加藤 敏郎	防府市新橋町4番47号		” ” 28
藤村ひろみ後援会	藤村 博美	藤村 茂巳	下関市入江町10番7号		” ” ”
星出拓也後援会	星出 昌之	星出 芳江	柳井市南町4丁目4番69号		” ” ”

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七十七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十二年十月十一日

山口県選挙管理委員会 会長 上野 正 郎

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考(年月日)
		新	旧	
自由民主党鹿野支部	代表者	木村 和男	岡林 久熊	平成22、2、9、
	会計責任者	国広 博雪	三浦美佐江	
自由民主党山口県長門市第一支部	事務所	周南市大字鹿野下21100の1	周南市大字金峰4366	” ” 10
	会計責任者	田中 久之	中川 和之	
国井益雄後援会	事務所	下松市栄町2丁目1番14号	下松市西柳町2丁目5番4号	” ” 9
	代表者	秋葉 博行	今津 等	
政治結社大日本新政会萩支部	会計責任者	福田香夫里	水津寿二千	” ” 29
	事務所	山口市小郡黄釜町1番37号	山口市大手町7番4号	
全日本不動産政治連盟山口県本部	事務所	山口市小郡黄釜町1番37号	山口市大手町7番4号	” ” 24
ハイオカ香奈後援会	会計責任者	灰岡 康夫	灰岡 一	” ” 3

山口県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年十月十一日

山口県選挙管理委員会 会長 上野 正 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
ふじむらと和男後援会	口羽 素臣	阿部 悦郎	山口市吉敷中東/丁目3番10号	平成22、9、20

山口県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第一項の規定による届出があった選挙管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年十月十一日

山口県選挙管理委員会 会長 上野 正 郎

選挙管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の主たる事務所の所在地	代表者の氏名(年月日)	備考(指定届出年月日)
藤村 博美	下関市議会議員	藤村ひろみ後援会	下関市入江町10番7号	藤村 博美	平成22、9、28

平成二十二年十月十二日
印刷発行

発行所

山口県知事庁